

平成24年2月29日

平成24年第2回  
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第 1 号	宮代町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例について	1
議案第 2 号	宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	5
議案第 3 号	宮代町税条例の一部を改正する条例について	7
議案第 4 号	宮代町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について	9
議案第 5 号	宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について	11
議案第 6 号	宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について	14
議案第 7 号	宮代町介護保険条例の一部を改正する条例について	16
議案第 8 号	宮代町新しい村条例の一部を改正する条例について	19
議案第 9 号	宮代町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	21
議案第 10 号	平成23年度宮代町一般会計補正予算（第5号）について	22
議案第 11 号	平成23年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	23
議案第 12 号	平成23年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第4号）について	24
議案第 13 号	平成23年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	25
議案第 14 号	平成23年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について	26
議案第 15 号	平成23年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について	27
議案第 16 号	平成23年度宮代町水道事業会計補正予算（第3号）について	28
議案第 17 号	平成24年度宮代町一般会計予算について	29
議案第 18 号	平成24年度宮代町国民健康保険特別会計予算について	30

議案第 19 号	平成24年度宮代町介護保険特別会計予算について	31
議案第 20 号	平成24年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について	32
議案第 21 号	平成24年度宮代町公共下水道事業特別会計予算について	33
議案第 22 号	平成24年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算について	34
議案第 23 号	平成24年度宮代町水道事業会計予算について	35

議案第1号

宮代町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例について  
宮代町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例を別紙のとおり提出する。

平成24年2月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成24年4月1日から久喜地区消防組合の共同処理する消防団に関する事務が久喜市及び宮代町に移管されることに伴い、宮代町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

## 宮代町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例

### (目的)

第1条 この条例は、宮代町に勤務する消防団員（以下「団員」という。）に賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金を授与することを目的とする。

### (賞じゅつ金授与の要件)

第2条 町長は、団員が、消防業務に従事するに当たって、一身の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡し、又は障害の状態となった場合においては、賞じゅつ金を授与することができる。

### (賞じゅつ金の種類及び金額)

第3条 前条に規定する賞じゅつ金の種類及び金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 殉職者賞じゅつ金 490万円以上2,520万円以下で、功労の程度に応じ、町長が定める額
- (2) 障害者賞じゅつ金 別表に定める障害等級の区分ごとに、功労の程度に応じ、町長が定める額

### (殉職者特別賞じゅつ金)

第4条 町長は、団員が、災害に際し、命を受け、特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡し、その功労が特に抜群と認められる場合においては、3,000万円の殉職者特別賞じゅつ金を授与することができる。

2 前項に規定する殉職者特別賞じゅつ金を授与する場合は、第2条の規定による賞じゅつ金は、授与しない。

### (授与の対象)

第5条 殉職者賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金は、殉職者の遺族に授与するものとし、その遺族の範囲及び授与される順位等は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」という。）第9条及び第9条の3第2項の規定の例による。

### (委員会の設置)

第6条 賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の授与に関し必要な事項を審査するため、宮代町消防賞じゅつ金等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第7条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の授与に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に町長が必要と認めた事項

### (委員)

第8条 委員会の委員は次に掲げる者とし、必要の都度、町長が任命する。

- (1) 副町長
- (2) 消防署長
- (3) 消防団長
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認めた者

2 委員は、当該審査が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第9条 委員会の委員長は、副町長とし、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定した委員が、その職務を行う。

(会議)

第10条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数が出席しなければ開くことはできない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、付議された事案に関係ある者の出席を求め、事故の状況等を聴くことができる。

(委員長及び委員の除斥)

第11条 委員長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、兄弟姉妹、若しくは2親等内の姻族の賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金に関する審査に参与することはできない。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、町民生活課において処理する。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

障害者賞じゅつ金

障害等級	功労の程度による支給額
第1級	20,600,000円以下4,900,000円以上
第2級	15,500,000円以下4,600,000円以上
第3級	13,600,000円以下4,100,000円以上
第4級	12,100,000円以下3,600,000円以上
第5級	10,300,000円以下3,100,000円以上
第6級	9,000,000円以下2,800,000円以上
第7級	7,600,000円以下2,300,000円以上
第8級	6,400,000円以下1,900,000円以上

備考

1 障害等級は、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号。以下「省令」という。）別表第2に定める障害等級による。

2 障害等級及び金額の決定については、政令第6条第5項から第8項まで（第6

項第1号を除く。) 及び省令第3条第2項の規定の例による。

議案第2号

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成24年2月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

地方税法施行令の一部改正に伴い、宮代町国民健康保険税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。



## 宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮代町国民健康保険税条例（昭和30年宮代町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項中「13万円」を「14万円」に改め、同条第4項中「10万円」を「12万円」に改める。

第23条中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 改正後の宮代町国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成23年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第3号

宮代町税条例の一部を改正する条例について

宮代町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成24年2月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」等の法律の公布に伴い、宮代町税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項1号の規定により、この案を提出するものである。

## 宮代町税条例の一部を改正する条例

宮代町税条例（昭和31年宮代町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第54条第7項中「第10条の2の11」を「第10条の2の10」に改める。

第95条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

附則第9条を次のように改める。

### 第9条 削除

附則第16条の2第1項中「2,190円」を「2,495円」に改める。

附則第22条第1項中「この条において」を「この項において」に、「1）については」を「1）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成24年度以後の年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とする。

附則に次の1条を加える。

（個人の町民税の税率の特例等）

第25条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）附則第9条の改正規定 平成25年1月1日

（2）第95条の改正規定及び附則第16条の2第1項の改正規定 平成25年4月1日

（町民税に関する経過措置）

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の宮代町税条例第53条の2に規定する退職手当等をいう。）に係るこの条例による改正前の宮代町税条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

議案第4号

宮代町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について  
宮代町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出  
する。

平成24年2月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

児童福祉法の改正等に伴い、宮代町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正  
したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するも  
のである。

宮代町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

宮代町こども医療費支給に関する条例（昭和48年宮代町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「医療に要する費用」の次に「(交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費を除く。)」を加える。

第3条第2号中「第6条の2第8項」を「第6条の3第8項」に、「第6条の3」を「第6条の4」に改める。

第8条中「、又は他の法令等により医療費の支給を受けたものがあるときは」を「、他の法令等により医療費の支給を受けたものがあるとき、又は一部負担金の変更その他の理由により過払いが生じたときは」に改める。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(権利の譲渡の禁止)

第9条 この条例によるこども医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第5号

宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成24年2月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

児童福祉法及び障害者自立支援法の改正に伴い、宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例  
宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和50年宮代町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号イを次のように改める。

イ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、共同生活援助又は共同生活介護を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

第3条第1項第1号カを次のように改める。

カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、指定障害児入所施設等に入所している者（対象者が18歳以上の者にあつては、当該対象者が満18歳となる日の前日に当該対象者の保護者であつた者（以下「保護者であつた者」という。）が宮代町に住所を有していた者を除く。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が住所を有しないか、又は保護者であつた者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において宮代町にあつた者を除く。対象者が18歳未満の者にあつては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け宮代町に住所を有する者を除く。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか又は明らかでない場合は、保護者の所在地が宮代町にある者を除く。）

第3条第1項第3号を次のように改める。

(3) 町長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、宮代町の区域外に設置されている共同生活援助又は共同生活介護を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

第3条第1項第7号を次のように改める。

(7) 埼玉県から児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、宮代町の区域外に設置されている指定障害児入所施設等に入所している者（対象者が18歳以上の者にあつては、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者が宮代町に住所を有していた者に限る。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が住所を有しないか、又は保護者であつた者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において宮代町にあつた者に限る。対象者が18歳未満の者にあつては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け宮代町に住所を有する者に限る。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか又は明らかでない場合は、保護者の所在地が宮代町にある者に限る。）

第3条第2項第3号中「第6条の2第8項」を「第6条の3第8項」に、「第6条の3」を「第6条の4」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に受給者証の交付を受けている者は、改正後の第3条に規定する対象者でないこととなった場合においても、現在入所している施設等を退所するまでの間、同条に規定する対象者とみなす。



議案第6号

宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成24年2月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

児童福祉法の改正に伴い、宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例  
宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年宮代町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項及び第3条第3項第4号中「第6条の2第8項」を「第6条の3第8項」に、「第6条の3」を「第6条の4」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第7号

宮代町介護保険条例の一部を改正する条例について  
宮代町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成24年2月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

介護保険料の改定を行うため宮代町介護保険条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

## 宮代町介護保険条例の一部を改正する条例

宮代町介護保険条例（平成12年宮代町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「21,900円」を「28,900円」に改め、同条第2号中「21,900円」を「28,900円」に改め、同条第3号中「32,800円」を「43,300円」に改め、同条第4号中「43,800円」を「57,800円」に改め、同条第5号中「50,800円」を「66,400円」に改め、同号イ中「125万円以下」を「125万円未満」に改め、同号ロ中「次号ロ又は第7号ロ」を「次号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に改め、同条第6号中「54,700円」を「75,100円」に改め、同号イ中「200万円未満」を「190万円未満」に改め、同号ロ中「次号ロ」を「次号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に改め、同条第7号中「65,700円」を「86,700円」に改め、同号イ中「400万円未満」を「300万円未満」に改め、同号ロ中「係る部分を除く。」の次に「、次号ロ又は第9号ロ」を加え、同条第8号を次のように改める。

(8) 次のいずれかに該当する者 98,200円

イ 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

第4条に次の2号を加える。

(9) 次のいずれかに該当する者 104,000円

イ 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 109,800円

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮代町介護保険条例の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)

3 令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの各年度分の保険料率は、第4条第1項の規定にかかわらず、49,100円とす

る。

議案第8号

宮代町新しい村条例の一部を改正する条例について  
宮代町新しい村条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成24年2月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

宮代町新しい村内に新たに施設を設置したことなどに伴い、宮代町新しい村条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町新しい村条例の一部を改正する条例

宮代町新しい村条例（平成17年宮代町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

育苗及び農業機械化施設
-------------

」を「

育苗及び農業機械化施設
村の集会所

」に改める。

第6条第1項の表中森の工房の項を削り、同表に次のように加える。

村の集会所	会議室	午前9時から午後9時まで
-------	-----	--------------

第7条第1項の表中

「

農の家	集会室
-----	-----

」を「

農の家	集会室
村の集会所	会議室

」に改める。

第12条第1項の表中森の工房の項を削り、同表に次のように加える。

村の集会所	会議室	1 / 4面	1時間	1,250円
		半面	1時間	2,500円
		全面	1時間	5,000円

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第9号

宮代町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を宮代町固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて同意を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町字金原148番地
- 2 氏 名 関 永 一 徳
- 3 生年月日 昭和28年6月26日  
平成24年2月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

新たに、関永一徳氏を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものである。



議案第10号

平成23年度宮代町一般会計補正予算（第5号）について  
平成23年度宮代町一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。  
平成24年2月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

共済費負担金率改正に伴う人件費補正及び各事業実績の確定等に伴い、平成23年度宮代町一般会計予算から8,000万8,000円を減額し、総額を93億3,270万9,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第11号

平成23年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について  
平成23年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成24年2月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

保険給付費の増加等により、平成23年度宮代町国民健康保険特別会計予算に3,217万9,000円を追加し、総額を38億8,612万6,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第12号

平成23年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第4号）について  
平成23年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

平成24年2月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

電算システムの改修及び介護従事者処遇改善臨時特例基金の取崩し等に伴い、平成23年度宮代町介護保険特別会計予算に470万3,000円を追加し、総額を21億3,914万6,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第13号

平成23年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について  
平成23年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり  
提出する。

平成24年2月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

後期高齢者医療保険料の増額等により、平成23年度宮代町後期高齢者医療特別  
会計予算に1,456万7,000円を追加し、総額を3億1,110万  
4,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、こ  
の案を提出するものである。

議案第14号

平成23年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について  
平成23年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり  
提出する。

平成24年2月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

事業費の確定等に伴い、平成23年度宮代町公共下水道事業特別会計予算から  
781万9,000円を減額し、総額を10億3,523万6,000円とすること  
について、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するもので  
ある。

議案第15号

平成23年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について  
平成23年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のと  
おり提出する。

平成24年2月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

共済費負担金率改正に伴う人件費の補正に伴い、平成23年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算に6万2,000円を追加し、総額を5,362万4,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第16号

平成23年度宮代町水道事業会計補正予算（第3号）について  
平成23年度宮代町水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。  
平成24年2月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

共済費負担金率改正に伴う人件費の補正に伴い、平成23年度宮代町水道事業会計予算の収益的支出のうち営業費用を40万1,000円増額し、総額を6億3,121万9,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第17号

平成24年度宮代町一般会計予算について

平成24年度宮代町一般会計予算を別冊のとおり提出する。

平成24年2月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成24年度宮代町一般会計予算の総額を90億4,750万円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。



議案第18号

平成24年度宮代町国民健康保険特別会計予算について  
平成24年度宮代町国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成24年2月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成24年度宮代町国民健康保険特別会計予算の総額を41億137万9,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第19号

平成24年度宮代町介護保険特別会計予算について  
平成24年度宮代町介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。  
平成24年2月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成24年度宮代町介護保険特別会計予算の総額を21億1,576万円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第20号

平成24年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について  
平成24年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。  
平成24年2月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成24年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算の総額を3億4,196万1,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第21号

平成24年度宮代町公共下水道事業特別会計予算について  
平成24年度宮代町公共下水道事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。  
平成24年2月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成24年度宮代町公共下水道事業特別会計予算の総額を9億6,812万2,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第22号

平成24年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算について  
平成24年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。  
平成24年2月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成24年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算の総額を4,784万9,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第23号

平成24年度宮代町水道事業会計予算について

平成24年度宮代町水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

平成24年2月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成24年度宮代町水道事業会計予算の収益的収入及び支出のうち収益的収入の予定額を7億4,256万5,000円とし、収益的支出の予定額を7億1,177万4,000円とすることについて、また、資本的収入及び支出のうち資本的収入の予定額を7,415万円とし、資本的支出の予定額を4億8,961万7,000円とすることについて、地方公営企業法第24条第2項の規定により、この案を提出するものである。